

第1回検討会での主な指摘事項

■第1-2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策の基本的考え方

○国際的な協力に係る記載について、「『種の保全上の効果を考慮して』輸出入及び譲り渡し等を規制する措置を講ずる」などと書くことも検討してほしい

■第1-3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策の基本的進め方

○後半に係る法令に基づく保護地域以外の情報収集等の記載が出てくるが、この記載との整合をとるため、保護地域以外での対策の重要性についても書いておくべき。

■第2-4 特定第二種国内希少野生動植物種

○選定要件の「繁殖による速やかな個体数の増加」について、なぜわざわざ「繁殖による」と書いているのか。繁殖によらない個体数の増加があるのか。

■第3-2 提案の取扱い

○国内希少野生動植物種の選定に係る検討経緯等の公表の記載について、現状よりも丁寧・明確に公表するという趣旨がわかるように記載してほしい。

■第6-1 保護増殖事業の対象

○あまりにも個体数が少なくなつてからでは域外保全の着手が困難。域外保全の必要がある場合には、技術や体制等が整っていない場合でも速やかに実験研究に取り組むというような考えを入れておくべき。

■第7-2 認定の審査及び認定後の取扱い

○希少種の取扱いについて、特定の職員の技術は非常に優れているが、動物園全体での水準が維持できていないような場合は認定すべきではないと思う。

○法律違反で何度も検挙されているような動物園等を、特定の希少種のみ繁殖させていれば良いというふうに認定しないように注意してほしい。

○動物の福祉に配慮した飼育、生物多様性に関する発信、域内保全との関わりも認定の基準の中に入れておくことが重要。

■第8-2 各種制度の効果的な活用

○種の保存法以外の活用について、汚染防止や開発管理に係る法律のほか、最

近改正された組織犯罪対策処罰法（種の保存法違反も対象犯罪とされた）、カルタヘナ法（措置命令対象として保護区の LMO 損害を規定）も記載して良いのではないか。

○「1 調査研究の推進」には気候変動のことだけが書かれているが、改正カルタヘナ法関連として LMO（遺伝的改変生物）の記載も入れるべきではないか。

■第8-3 多様な主体との連携

○個人や教育関係者による安易な人工繁殖個体の野外への放逐がされていると聞く。「やってはいけない」という情報共有の重要性について、具体的な記載ができないか。